

公の施設の指定管理者の指定の件（栄西小はんのき児童会館）

平成30年（2018年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市栄西小はんのき児童会館

2 公の施設の位置

札幌市東区北39条東4丁目

3 指定管理者

札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

理事長 岸 光右

4 指定期間

平成30年8月20日から平成35年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、栄西小はんのき児童会館
の指定管理者を指定するため、本案を提出する。